



国民健康保険税率のあり方

☎国保年金課（本庁舎1階） ☎0538-37-4863 FAX 0538-37-4723

運営協議会から市長に答申がありました

磐田市の国民健康保険（以下「国保」）は、平成20年度から国保税率を据え置きとしてきた一方で、被保険者の高齢化などで1人当たり医療費が増加し、毎年多額の赤字を抱える厳しい財政運営が続いています。こうした状況を改善し、将来にわたって安定した事業運営を行うため、市は昨年8月、国保税率の見直しについて、「磐田市の国民健康保険事業の運営に関する協議会（会長・杉山三七男静岡産業大学教授）」（以下「運営協議会」）に意見を求めました。

これを受けて、8月20日に運営協議会から草地市長に答申がありましたのでその概要をお知らせします。これまでの1年間に審議を行いまとめた答申では、令和4年度から段階的な税率の見直しが必要とされました。

今後、市では答申を踏まえて、市議会11月定例会に税率を改正するための条例改正案を提出する予定です。



▲答申書提出の様子（右：杉山会長）

運営協議会とは

被保険者の代表、保険医・薬剤師の代表、公益の代表および被用者保険の代表で組織され、国保事業の運営に関する重要な事項について審議する市の附属機関です。

税率のあり方に対する答申のポイント

①財政赤字の解消（法定外繰入の解消）

当面の歳入不足（約7億円）について、税率改正によりできる限り早期に解消し、一般会計からの法定外繰入金は削減・解消していくこと。

※磐田市の令和2年度1人当たり保険税額は県内23市中3番目に低く、税率の据え置きが歳入不足につながっています

②国保税率の見直し

被保険者の負担感に配慮して、令和4年度から2年ごと4回の段階的な税率改正を行うこと。ただし、毎年財政検証を行い、必要に応じて計画を見直すこと。

③賦課方式の見直し（資産割の廃止）

県内市町の保険料水準の統一を目指す県の方針に沿って、資産割（国民健康保険税のうち固定資産に対して課税されるもの）を段階的に廃止していくこと。

④被保険者への配慮

コロナ禍の経済状況を考慮することや、子育て世帯への支援の拡充、保健事業の推進による医療費適正化や収納率の維持・向上に引き続き取り組むことなど。

ストップ虐待 こどもの心と命を守ろう

問 こども・若者相談センター（あいプラザ3階）

TEL 0538-0538
FAX 0538-3737
3737-12812

11月は児童虐待防止推進月間です

令和2年4月から、子どもへの体罰の禁止が法律で定められました。市では、体罰のない子育てを推進し、児童虐待のない社会を目指して啓発活動を行っています。

「しつけのつもり」でも、

それは「虐待」です

○何度も言葉で注意したけど言うことを聞かないので、頬を叩いた
○いたずらをしたので、長時間正座をさせた

「児童虐待かな？」と思ったら相談を！

相談窓口	相談方法・時間
児童相談所 全国共通ダイヤル	☎ 189 休日・夜間を問わず、 365日、24時間対応
こども・若者 相談センター	☎ 0538-37-2018 月～金曜日（祝日除く） 8:30～17:15
こども 相談ダイヤル	☎ 0538-35-4317 月～金曜日（祝日除く） 8:30～17:00

※相談者の秘密は守られます

児童虐待とは？

児童虐待は、子どもの心身の成長や人格の形成に重大な影響を与える行為です。児童虐待は主に次の4種類です。

▶身体的虐待

叩く、殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など

▶性的虐待

子どもへのわいせつな行為、性関係を強要する、性器を触るまたは触らせる など

▶ネグレクト（育児放棄）

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、車の中に放置する など

▶心理的虐待

言葉で脅す、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの前で家族に暴力を振るう など

DVに悩んでいませんか？

問 こども・若者相談センター（あいプラザ3階）

TEL 0538-0538
FAX 0538-3737
3737-12812

女性に対する暴力をなくす運動 11月12日～25日

DVとは？

DV（ドメスティック・バイオレンス）は、配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった人から振られる暴力のことです。「暴力」という言葉もさまざまな形態があり、DVの多くは何種類かの暴力が重なって行われます。また、DVと児童虐待は同時に行われる場合もあります。多くの暴力は心や体にさまざまな影響を与え、といわれています。

身近な所でDVに気付いたら

- ①被害を受けている人を責めたり、話を否定したりしないでください
- ②「あなたは悪くない」と伝えてください
- ③下記相談窓口を紹介してください

緊急時は迷わず110番へ
通報してください

相談窓口	相談方法	相談時間
磐田市女性相談ダイヤル	☎ 0538-37-4844	月～金曜日 ※祝日除く 8:30～17:00
磐田警察署生活安全課	☎ 0538-37-0110	月～金曜日 ※祝日除く 8:30～17:00
DV相談+	☎ 0120-279-889 ☑ https://soudanplus.jp/	24時間受付（電話・メール） 12:00～22:00（チャット）
DV相談ナビ	☎ #8008 ※最寄りの相談窓口へつながります	
静岡県性暴力被害者支援センター SORA	☎ 054-255-8710 ☑ https://sorachat.jp/	24時間受付（電話・チャット）
Cure time（性暴力相談）	☑ https://curetime.jp/	月・水・土 17:00～21:00（チャット）



相続登記はお済みですか？

問 市税課 (本庁舎1階)

☎ 0538-3714809
FAX 0538-3317715

トラブルを未然に防ぐためにも

所有者不明の土地が増えています

所有者不明の土地は、相続の際に名義変更を行わず、長年放置したところなどにより発生します。現在、国土の約2割が所有者不明の土地です。次世代のためにも相続登記をしましょう。

相続登記とは

亡くなった方が所有する土地や建物の名義を、相続人へ変更する手続きのことです。

相続登記はどこでやるの

相続人自身が、または司法書士に依頼して、法務局で申請します。市内の土地・建物であれば、法務局磐田出張所で手続きができます。

相続登記に関する問い合わせ先

静岡地方法務局 磐田出張所
☎ 32-2618 FAX 32-0226
住所：見付3599-6

相続登記しないとこんな問題が

- ▶ 相続権のある兄弟姉妹がすでに亡くなり、相続権がその子どもの世代に移っていたため、相続人が増え相続の話し合いや手続きが大変になった。
- ▶ 土地・建物の名義が故人のままだったため、すぐに売却ができなかった。

相続登記が完了するまでの間、相続人に住所・氏名など、課税に必要な事項を申告していただく「**現所有者申告制度**」があります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

▼対象

令和2年7月以降に亡くなられた方の相続人

▼問い合わせ・提出先

市税課土地グループ

11月と12月は滞納整理強化月間

問 収納課 (本庁舎1階)

☎ 0538-3714906
FAX 0538-3317715

差押えなどの滞納整理を強化します

税金を滞納すると

納期限内に納めている方との公平性を保つため、滞納を放置されている方や納付できないのに納付しない方には、預金や給与などの財産を調査し、差押えや搜索、公売などの滞納処分を実施します。令和2年度は1804件の差押えを執行しました。

納められない事情があるときは

早めの相談をお願いします。開庁時間内に来庁できない方は、時間外窓口をご利用ください。

○時間外窓口(要事前予約)

▼とき

毎週木曜日(祝日を除く)
午後5時15分～7時
毎月第2日曜日
午前8時30分～正午

▼ところ/収納課(本庁舎1階)

※時間外窓口は12月23日(木)で終了します。納税相談は、個別に対応しますので、事前にご連絡ください

市税の納付は

納め忘れがない口座振替をご利用ください。納付書の裏面に掲載した金融機関やコンビニエンスストアでの納付のほか、各種スマートフォン決済もご利用いただけます。詳しくは、市ホームページや納付書の裏面をご覧ください。

小中学生の税に関する作品展示会

11月11日(木)～17日(水)は税を考える週間です。納税の大切さや税の理解を深めることを目的に市内小中学生から募集した税に関する作文、習字、ポスターなどの作品展示会を開催します。

入賞作品展示

▼とき/11月1日(月)～18日(木)

▼ところ/磐田市情報館

全作品展示

▼とき/11月17日(水)～23日(祝)

▼ところ/中央図書館 展示室1

STOP! ポイ捨て

問 環境課 (西庁舎1階)

☎ 0538-3712702
FAX 0538-3715565

美しく住みよいまちにするために

「ごみのポイ捨てはやめましょう！」

皆さんはポイ捨てされたごみを見かけたことがありますか。

たばこの吸い殻、飲み物の容器(ペットボトル・缶)、お菓子の袋などが道路や河川などいろいろな場所に捨てられています。

ごみを捨てた方は、軽い気持ちで捨てたのかもしれない。しかし、捨てられたごみを目にした方やボランティアで回収してくれる方などは不快な思いをしたり、やるせない気持ちになったりします。ポイ捨ては絶対にしないでください。

ポイ捨てをされないように!

ごみのポイ捨ては雑草が繁殖している私有地などでも多く見られます。土地の所有者や管理者の方は、定期的に草刈りをしたり、柵やロープを設置したりするなど、適切な管理やごみを捨てられない対策をお願いします。



▲管理が行き届いていない場所にポイ捨てされたごみ

不法投棄は犯罪です!

不法投棄とは、ごみを適正に処理せず、みだりに道路などに捨てる行為です。たとえ、軽微なごみのポイ捨てでも不法投棄になります。

不法投棄をすると、5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金、またはその両方が科せられます。

市では、ごみを捨てられる頻度が高い場所や悪質な場合などは、警田警察署へ情報提供するなどの対応を行っています。

市内の景観を美しく保ち、住みよいまちにするため、ごみは決められたルールに沿って処理を行きましょう。

地域環境を守るために

問 上下水道総務課 (福田支所2階)

☎ 0538-5813086
FAX 0538-5813123

下水道への接続と合併処理浄化槽への転換をお願いします

私たちの日常生活の中で出される生活排水は、下水処理場や各家庭の浄化槽で処理された後、川や海に放流されています。

下水道が整備された地域では

下水道への接続を

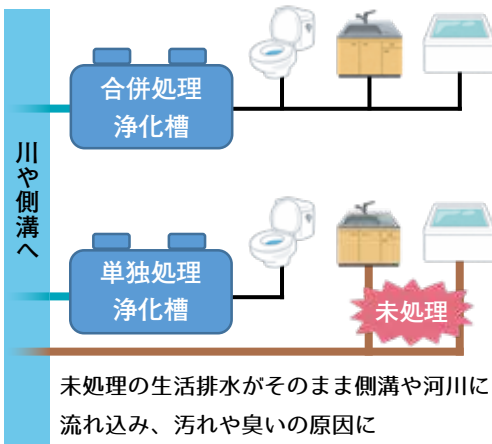
下水道は、河川の水質改善など、まちの良好な環境を守るために大切な役割を果たしています。皆さんが接続することで下水道の効果を発揮することができます。下水道が使えるようになれば、速やかに接続して、環境をより良くしましょう。

下水道整備予定がない地域では

合併処理浄化槽への転換を

単独処理浄化槽は、トイレの排水だけを処理し、台所や風呂などの排水を未処理のまま側溝や河川に放流するため、汚れや臭いの発生の原因になります。

水環境を守るため、生活排水を全



未処理の生活排水がそのまま側溝や河川に流れ込み、汚れや臭いの原因に

合併処理浄化槽設置補助制度

市では、公共下水道などの整備予定がない地域で、合併処理浄化槽を新設・転換する方を対象に、設置費用の一部を補助しています。補助制度には要件がありますので、必ず工事の前に上下水道総務課へご相談ください。



市内企業対象 磐田版おせっかい

（問）産業政策課（西庁舎1階）

ページ番号 1002227

TEL 0538-3714904
FAX 0538-3715013

企業のお困りごとを解決します

磐田版おせっかいは

市内企業の皆さんから課題やニーズを伺い、静岡県よろず支援拠点の専門家と共に、解決に向けた個別支援を行っています。

静岡県よろず支援拠点とは

経済産業省が設置した中小企業、小規模事業者を対象とする無料の経営相談所です。

まずは連絡してください

専門家に相談を希望される方は、下表を参考に、事前に産業政策課へご連絡ください。

過去の事例を紹介しています

課題解決につながった代表的な事例をまとめた冊子を作成して紹介しています。



▲事例集はこちら

静岡県よろず支援拠点 専門家一覧

専門分野	名前	日程
販路開拓	やまほり 山堀 圭太郎	毎月第1木曜
WEB マーケティング	吉岡 大介	毎月第3木曜
IoT・AI・ロボット（生産性向上） [静岡県ロボット技術アドバイザー]	とある 長谷川 徹	奇数月第2水曜
現場改善（5S）、補助金関係	せんじ 鈴木 宣二	毎月第2金曜
創業、事業計画、業務改革、補助金関係	荒井 豊	毎月第2・4木曜

企業採用紹介動画制作事業費補助金

（問）経済観光課（西庁舎1階）

ページ番号 1009896

TEL 0538-3714819
FAX 0538-3715013

中小企業の人材確保を支援します

オンラインでの情報収集が主流となった就職活動で市内中小企業などの人材確保と大学生などの市内就職を促進するため、企業の魅力や採用に関する紹介動画を制作する事業主に対し、補助金を交付します。

▼補助額

紹介動画の制作に要する経費の2分の1以内（上限10万円）

▼補助対象経費

- ①企画、構成、撮影、編集などの動画制作に要する委託費
- ②撮影や編集機材などに係るレンタル料
- ※カメラ・パソコン類などの物品購入費用は対象外

▼対象

市内に事業所を有する中小企業事業主など

▼対象の要件（すべて満たすこと）

- ①中小企業基本法に規定する中小企業または従業員数が300人以下の医療法人・社会福祉法人

- ②市内に事業所を有すること
- ③市税の滞納がないこと
- ④市就活情報専用サイト「磐田de」に採用情報の掲載または掲載予定があり、市内を勤務地とする採用を行うこと

▼動画の要件（すべてを満たすこと）

- ①採用を目的とするもの
- ②短時間で視聴できるもの
- ③自社ホームページや動画サイトなど、インターネット上に掲載するもの

▼申請方法

動画を制作する前に必要書類（市ホームページからダウンロード可）を記入の上、直接、経済観光課（西庁舎1階）へ

▼その他

動画の制作は、来年2月28日（月）までに完了する必要があります。また、予算がなくなり次第終了とさせていただきます。詳細は、市ホームページをご確認ください